

# 居宅介護支援契約書

利用者：

事業者：特定非営利活動法人

ワーカーズコープ夢コープ

## 第1条（契約の目的）

この契約は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ（以下「事業者」といいます。）が、介護保険法等の関連法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者、その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行う居宅介護支援について定めることを目的とします。

## 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結から利用者の要介護認定の有効期間満了日とします。但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の7日以上前までに利用者から解約の申し出がない場合、この契約は要介護認定有効期間の更新の度に同一の内容で自動継続されます。

## 第3条（居宅サービス計画立案の援助）

- 1 事業者は介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援します。
- 2 介護支援専門員はサービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。
  - (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めます。
  - (2) 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にはサービスの選択を求めます。
  - (3) 提供される居宅サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
  - (4) 上記原案に位置づけたサービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料金等について、利用者に対し説明し、文書による同意を受けます。
  - (5) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。
  - (6) その他、利用者及びその家族の希望をできる限り尊重します。
- 3 利用者は、介護支援専門員が前項の義務を履行するにあたり、可能な限り介護支援専門員に協力します。

#### 第4条 (居宅サービス作成後の援助)

- 1 事業者は、利用者及びその家族と継続的に連絡をとり、利用の実情を常に把握するように努めます。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、再評価を行い、居宅サービス計画の変更、関連事業者等への連絡調整を行います。
- 3 事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合、介護保険施設への紹介その他必要な援助を行います。
- 4 事業者は、利用者が入退院時に医療機関との連携を図り、また居宅への復帰がスムーズに行えるよう援助します。
- 5 事業者は、利用者からの苦情の申し立て又は相談があった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

#### 第5条 (要介護認定等にかかる申請の援助)

- 1 事業者は、利用者の要介護認定の更新の申請が、契約時における利用者の要介護認定有効期間の満了日の遅くとも30日前に行われるよう、必要な援助を行います。
- 2 前項の申請について、利用者が希望する場合、事業者は当該申請を代行して行うものとします。

#### 第6条 (利用料)

事業者が提供する料金等の規定は、事業者が定める居宅介護支援重要事項説明書のとおりです。

#### 第7条 (利用者の解約権)

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解約することができます。但し、契約解除により事業者に損害を生じさせる場合は、事業者が定める居宅介護支援重要事項説明書に示された解約料を支払います。

#### 第8条 (事業者の解約権)

- 1 事業者は原則としてこの契約を解約することはできません。但し、事業者は、利用者又はその家族が法令又はこの契約、重要事項説明書に反する行為を行ったと認めるときは、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、止むを得ない事情があるときは、1カ月間の予告期間において利用者に理由を示すことにより、この契約を解約することができます。この場合は、他の支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

#### 第9条 (契約の終了)

次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 7条の規定により利用者から解約の意思表示があった場合。

- (2) 8条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- (3) 利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合。
- (4) 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- (5) 利用者が亡くなった場合。

#### **第10条（秘密保持）**

- 1 事業者及びその従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、その従業者が退職後、在職中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

#### **第11条（虐待防止）**

事業者は、虐待防止の推進のため、指針を整備し、虐待防止のための責任者を置き、虐待防止を検討する委員会を開催し、従業者への研修を行います。

#### **第12条（感染症対策）**

事業者は、感染症の発生およびまん延を防止するため、指針を整備し、委員会を開催し、従業者への定期的な研修を行います。

#### **第13条（記録の整備、閲覧）**

- 1 事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より2年間保存します。
- 2 事業者は、利用者又は利用者の家族に対し、いつでも保管する記録、書類の閲覧に供し、又は実費負担によりそのコピーを交付します。

#### **第14条（損害賠償）**

事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

#### **第15条（契約外条項等）**

- 1 この契約に定めのない事項については、介護保険法その他の関連法令に従い、利用者及び事業者の協議によって定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要になります。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために本契約書2通を作成し、利用者及び事業者が署名または記名押印の上、各自その1通を保有することとします。

令和 年 月 日

利用者  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

利用者は心身の状況等により署名ができないため、本人の意思を確認し、本人に代わり上記署名を行いました。

代筆者  
氏名 \_\_\_\_\_  
利用者との続柄 \_\_\_\_\_  
連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

事業者  
所在地 静岡市葵区黒金町 12-5  
事業者名 特定非営利活動法人  
ワーカーズコープ 夢コープ  
代表者氏名 理事長 杉井 初世